

平成29年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

平成29年3月23日(木)午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第1 総務産業常任委員長報告
- 日程第2 議案第1号 小布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第19号 平成28年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第22号 平成28年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第23号 平成28年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第25号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第12 社会文教常任委員長報告
- 日程第13 議案第5号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 小布施町生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域

密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 20 号 平成 28 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 18 議案第 21 号 平成 28 年度小布施町介護保険特別会計補正予算について

日程第 19 政策立案常任委員長報告

日程第 20 陳情第 1 号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書提出を求める陳情書

日程第 21 陳情第 2 号 オスプレイを使用した相馬ヶ原・関山両演習場での米海兵隊との実働演習の中止を求める陳情書

日程第 22 発委第 1 号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案に反対する意見書について

日程第 23 発委第 2 号 オスプレイを使用した相馬ヶ原・関山両演習場での米海兵隊との実働演習の中止を求める意見書について

日程第 24 予算特別委員長報告

日程第 25 議案第 11 号 平成 29 年度小布施町一般会計予算について

日程第 26 発委第 3 号 議案第 11 号に対する付帯決議について

日程第 27 議案第 12 号 平成 29 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について

日程第 28 議案第 13 号 平成 29 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 29 議案第 14 号 平成 29 年度小布施町介護保険特別会計予算について

日程第 30 議案第 15 号 平成 29 年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 31 議案第 16 号 平成 29 年度小布施町下水道事業特別会計予算について

日程第 32 議案第 17 号 平成 29 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 33 議案第 18 号 平成 29 年度小布施町水道事業会計予算について

日程第 34 議会報告第 1 号 財政援助団体に対する監査の報告について

日程第 35 議会報告第 2 号 随時監査の報告について

日程第 36 議会報告第 3 号 出納検査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	三輪茂	書記	小松文子
--------	-----	----	------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大島孝司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第1号「共謀罪（テロ等準備罪）」法案に反対する意見書、発委第2号 オスプレイを使用した相馬ヶ原・関山両演習場での米海兵隊との実働演習の中止を求める意見書、予算特別委員長から、発委第3号 議案第11号に対する付帯決議が提出されましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第1号から日程第11、議案第25号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求

めます。

川上総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 川上健一君登壇〕

○総務産業常任委員長（川上健一君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月13日午前9時から、公民館講堂において委員7名中7名の出席と、委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された案件のうち、審査済みの議案第24号を除いた、議案第1号 小布施町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第19号 平成28年度小布施町一般会計補正予算について、議案第22号 平成28年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第23号 平成28年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第25号 長野広域連合規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、総務課長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑として、第28条の3を改めるのは具体的に誰を指すのか、との発言がありました。

議案第2号及び議案第3号についての質疑はありませんでした。

議案第4号についての質疑として、県は扶養手当の改正を見送ったが、国の人勧を採用したのはなぜか、まだ民間も手をつけていないが町が率先して行うのはなぜか、との発言がありました。

議案第9号及び議案第10号についても質疑はありませんでした。

議案第19号についての質疑の主なものとして、クラウドファンディング組成報酬補助金の減額の応募はなかったのか、定住促進事業補助金がかとして終わるが、3年間の総括はどうだったのか、高齢者等タクシー利用給付金は年々上がっているが、地域公共交通の進捗状況はどうか等の発言がありました。

議案第22号についての質疑はありませんでした。

議案第23号についての質疑として、農業集落排水事業の減額の理由は何か、国庫補助金がつかなかった経緯は何か、との発言がありました。

議案第25号についての質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、企画政策課長、建設水道課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月21日に委員7名中6名の出席と、委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。議案第4号について、職員の扶養手当を人事院勧告に準拠して改正するのは反対との意見がありました。討論を省略して、採決の結果、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第9号、議案第10号、議案第19号、議案第22号、議案第23号及び議案第25号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成29年3月23日、総務産業常任委員長、川上健一。

○議長（大島孝司君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） 日程第12、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第13、議案第5号から日程第18、議案第21号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

小林社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 小林正子君登壇〕

○社会文教常任委員長（小林正子君） 社会文教常任委員会審査報告。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第5号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 小布施町生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 平成28年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第21号 平成28年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第5号についての質疑として、義務教育学校を加えた意図は何か、義務教育学校とは小中一貫校ということか等の発言がありました。

議案第6号についての質疑として、「その他町長が別に定める」とは何を定めるのか、との発言がありました。

議案第7号及び議案第8号についての質疑はありませんでした。

議案第20号についての質疑として、前期高齢者納付金が1,000円足りないということは、当初の見積もりができていなかったのか、との発言がありました。

議案第21号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、担当係長から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月21日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第20号及び議案第21号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

平成29年3月23日、社会文教常任委員長、小林正子。

○議長（大島孝司君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（大島孝司君） 日程第19、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました、日程第20、陳情第1号及び日程第21、陳情第2号について会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月15日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数

の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された陳情第1号「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の国会提出に反対する意見書提出を求める陳情書、陳情第2号 オスプレイを使用した相馬ヶ原・関山両演習場での米海兵隊との実働演習の中止を求める陳情書についてであり、陳情人に出席を求め、慎重に審査いたしました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、人権侵害の懸念があるという条文とはどういうものか、準備行為も対象になるとあるが具体的な条文はあるのか、県の弁護士会が反対しているというのが具体的に何を反対しているのか、日本だけの問題ではない世界的な組織問題として取り組まれているのではないかなどの発言がありました。

陳情第2号についての質疑の主なものとして、オスプレイの事故率と騒音は、他のものと比べてどうなのか、昨年沖縄で起きた事故の原因は何だったのか、この陳情にある3項目のうち、特に力点を置くのはどれか、先日オスプレイが小布施町の上空を飛んだが、これは沖縄の負担軽減につながるのかなどの発言がありました。

慎重審議を期するため、3月21日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

陳情第1号についての主な意見として、国会で慎重に議論するべきものであり、法案の提出まで反対する必要はないのではないかと、今回の法案の処罰対象は未遂のものまで犯罪と認定できる。心の中まで犯罪とすることがあってはならないので、陳情に賛成、などの発言がありました。

陳情第2号についての意見として、平成24年に同じ請願を採択しているので採択すべきである、との発言がありました。

討論を省略し、採決の結果、陳情第1号は挙手多数で、陳情第2号は全員挙手で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、政策立案常任委員長報告といたします。

平成29年3月23日、政策立案常任委員長、小淵 晃。

○議長（大島孝司君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

◎発委第1号及び発委第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。

日程第22、発委第1号及び日程第23、発委第2号を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第1号 「共謀罪（テロ等準備罪）」法案に反対する意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、近代刑法では被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則であるが、共謀罪は内心（思想・信条）に踏み込んで捜査するものである。重大な問題点を持つ共謀罪に、反対するために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりであります。

発委第2号 オスプレイを使用した相馬ヶ原・関山両演習場での米海兵隊との実働演習の中止を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、オスプレイを使用した実働演習から、住民の静謐な生活環境を守り、安全・安心の生活を確保するために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

○議長（大島孝司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） 日程第24、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第25、議案第11号から日程第33、議案第18号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

関予算特別委員長。

[予算特別委員長 関 悦子君登壇]

○予算特別委員長（関 悦子君） それでは、予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時半から議会会議室におきまして、委員13名中13名の出席を得まして、予算特別委員会を開きました。

会議に付しました案件、3月会議で付託されました議案第11号 平成29年度小布施町一般会計予算について、議案第12号 平成29年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第13号 平成29年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第14号 平成29年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第15号 平成29年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第16号 平成29年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第17号 平成29年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第18号 平成29年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

平成29年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置しまして、議案第11号については第1及び第2分科会それぞれに分担をし、議案第12号、議案第13号、第14号及び第15号は第2分科会に、議案第16号、第17号及び第18号は第1分科会に分担をしまして、審査を行いました。

本日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託さ

れました案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第11号について質疑の主なものは、地方交付税は国全体で平均2.2%減額されているが、小布施町はそれ以上に減額されているのはなぜか。

小布施町報は町民への大切な情報源であり、ページ数を減らさずカラー化をやめるなどの努力が必要ではないか。

同報無線の全体計画はどのように検討したのか。

体験型サテライトオフィス事業は、国の地方創生推進交付金が採択されないと行われぬのか。

地域少子化対策重点推進事業費のプロモーター人材育成の考え方はどうなのか。

耐震補強工事補助金の対象となる一般住宅は、昭和57年以前のものに限るのか。

土地の借入単価に開きがある、単価の上限を決めるという話もあったが、早く規定などをつくってほしい。

地域おこし協力隊員が町民に認知されていない。

若者会議の今後の方針はどうなのか。

定住促進事業補助金の内容はどうなっているのか。

部落解放関係団体の補助金の見直しが必要ではないか。

わかば保育園やつすみ保育園の改修工事費はこれで足りるのか。企画展やイベントよりこちらのほうが優先ではないのか。

エンゼルランドセンターの職員体制はどうなっているのか。

保育園に正規職員が少ないのではないか。

複合型介護施設の利用料はどうなるのか。

パワーウォーキングに偏ることなく、総合的にウォーキングを進めていってほしい。

地域医療を守るため、須坂病院との話し合いはしているのか。

ブランド戦略事業で、町と振興公社の役割分担について、基本的な考え方はどうなのか。利益を上げる体制づくりを進めてほしい。

猟友会員の増加を図る対策はとっているのか。

創造館の今後の利用はどのように考えているのか。

駐車場対策、今後どう進めていくのか。

交通災害共済の掛金を、新規に町が65歳以上を負担するというにしたのはなぜか。

スポーツコミュニティセンターは、町の負担がなくなるのか。

糸魚川のような大火のときに、町の消防施設で大丈夫か、対応できるのか。

小学校管理費の環境等整備工事の内容は何か。

図書館の職員体制を考える必要があるのではないのか。

アレルギー対策は、どの程度の食事提供をするのか。

スラックラインワールドカップの負担金400万円の根拠は何か。町がスラックラインを支援するのはなぜか。

おぶせミュージアムで購入する春山先生の作品は、どのように展示していくのか等の発言がありました。

議案第12号についての質疑は、医療費抑制のためにジェネリック薬品の使用を進めてほしい。

電算事務委託料は毎年支出するのか等の発言がありました。

議案第13号についての質疑はありませんでした。

議案第14号についての質疑は、第三者行為損害賠償求償事務委託料の内容は何か、との発言がありました。

議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号についての質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された議案の質疑内容であり、副町長、総務課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は挙手多数、議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号は全員挙手で、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

また、議案第11号に対する附帯決議を提出することに決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告とします。

平成29年3月23日、予算特別委員長、関 悦子。

○議長（大島孝司君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） 日程第26、発委第3号 議案第11号に対する付帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

関予算特別委員長。

[予算特別委員長 関 悦子君登壇]

○予算特別委員長（関 悦子君） 議案第11号 平成29年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由といたしまして、平成29年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、慎重な対応を求めるためでございます。

平成29年度小布施町一般会計予算の審議並びに執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求めます。

1つ、予算審議に際し、十分な資料の提出並びに詳細かつ丁寧な説明を求めます。

1つ、国や県の補助を予定した事業が採択されず、一般財源で補正予算を組む場合には、政策目的や事業内容等について、十分に精査と見直しを行ってから取り組むよう求めます。

1つ、ミュージアム企画展など様々なイベントが予算計上されているが、最小の経費で最大の効果が挙がるよう、費用対効果に留意した取り組みを求めます。

以上、決議します。

平成29年3月23日、小布施町議会。

以上です。

○議長（大島孝司君） 以上で発委第3号の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告の討論、採決

○議長（大島孝司君） 次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎監査及び随時監査の報告

○議長（大島孝司君） 日程第34、議会報告第1号 財政援助団体に対する監査の報告及び日程第35、議会報告第2号 随時監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島孝司君） 以上で朗読が終わりました。

続いて監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、お手元に報告書があろうと思いますけども、沿ってご説明、報告させていただきます。

まず最初に、財政援助団体の監査についての報告でございます。

第1、監査の概要です。

基本方針は、財政援助団体の監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納、その他の事務が適正かつ効率的に行われているか。財政援助の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

今回の監査実施団体は、小布施町老人クラブ連合会でございます。

監査の範囲は、平成27年度及び平成28年度の連合会の出納、その他の事務についてでございます。

4番目として監査の視点ですが、町から支出されました公金が、この財政援助団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施しました。

1つとして、補助金の財政援助の目的、内容が公益上の必要性からみて妥当か。

2番目として、財政援助団体の運営は適切に行われているか。

3番目として、補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

4として、会計経理の方法は適正か、についてでございます。

監査の方法ですが、もろもろの資料に基づきまして、補助金の事務処理が適正に行われているかを、帳簿等と照合、確認するほか、財政援助団体及び担当課への事情聴取により監査を実施しました。

監査の実施日は、平成29年2月28日でございます。

監査の結果でございます。

監査の結果、当該実施団体である、小布施町老人クラブ連合会の出納、その他事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められました。非常に帳票類の整理もよく、監査もきちんとした3名のもとに行われておりました。

引き続き、適正な事務の執行にするため、下記事項に述べるので、適切な処置を講じられたいということでございますが、記です。

小布施町老人クラブ連合会の最大の現在の課題は、会員の減少でございます。近年は、毎年40名ほど減少続けております。伝統ある会の存続の危機であると、これを役員は認識しております。

具体的に申し上げますと、5年前は約700名いたのが現在は500名ということで、この5年間で200名の減というような実態でございました。

高齢化の社会が進む中で、同会の存続、活動は必要不可欠なものであると考えているとこ

ろでございますが、この会のみでこの課題を解決することは極めて困難であります。

つきましては、町を初め関係諸団体との意見交換や情報共有を図る中で、町全体としてこの会のあり方を検討する機会を設けるよう、取り組まれないとということでございます。

具体的に申し上げますと、やはりあの健康福祉課、福祉課でもろもろの高齢化に向けての対応、取り組みを行っていると思いますし、教育委員会は教育委員会で公民館事業としてもろもろの事業に取り組んでおります。そしてまた、社会福祉協議会も取り組んでおります。

このへんがですね、どうしても縦割りになっているんじゃないかと。だから、三者一体で同じような土俵についたり、会議を持ってですね、より効果的・効率的な運営をしていただきたいということを望むわけでございます。

以上、平成29年3月23日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、関谷明生でございます。

続きまして、随時監査の報告をさせていただきます。

定時監査に補足する意味で、随時行う監査でございます。

第1、監査の概要でございます。

基本方針は、随時監査に当たっては公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、委託事業の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

今回の監査実施団体は、HLAB OBUSE実行委員会でございます。

監査の範囲は、平成27年度及び平成28年度委託団体の出納、その他の事務並びに精算事務等でございます。

監査の視点は、町から支出されました公金が、委託先団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運営されているかを中心に、次の観点に基づき実施いたしました。

1つとして、委託の目的、内容が公益上の必要性から見て妥当か。

2として、委託先の団体の運営が適切に行われているか。

3として、委託事業が計画的かつ効率的に執行されているか。

4として、会計処理の方法は適正か、ということでございます。

監査の方法でございますが、提出されました資料に基づきまして、委託事業の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、担当課への事情聴取により監査を実施いたしました。

監査の実施日は、平成29年2月28日でございます。

監査の結果です。

今回の随時監査に結果、このH L A Bの事業についてはおおむね問題なく実施されていたところでございますが、その委託先の団体の出納、その他の事務並びに担当課の委託料の交付・清算事務の執行については、その処理に遅延が見られ、年度末において予算の範囲内ということで、その清算が行われておりました。

8月に実施されたH L A Bですが、その27年度ですが、これについては最後の最後のほうで、いわゆる俗にいう、あてがいぶちで残金の清算を、12万5,000円ほどしておりました。やはり、事業視してはいけないものだと思います。

加えまして、本年度の決算については一部、年度内、3月までの支出を若干見込まれている訳ですが、前年度の繰越金をもって一部賄われており、必ずしも予算に即した支出とは認めがたい点も見受けられました。これらについては、また定時監査の際に再度詰めてまいりたいと思っているところでございます。

今後において、適正な事務を執行するため下記のとおり述べるので、適切な措置を講じられたいということでございます。

記としまして、平成27年度事業については、小布施町が主催で長野県が共催と、平成28年度については長野県が今度は主催で小布施町が共催というように運営方法が変わってきております。ご存じかと思いますが、このようにH L A B O B U S E 実行委員会、長野県、一般財団法人H L A B、これらとのすみ分けがわかりづらい運営になってきております。このため、町実行委員会の位置づけを明確にするとともに、運営委員会の中でも監査を行うシステムを構築するなど、実行委員会のあり方について検討していただきたいということでございます。

加えまして、平成28年度で6回目の開催となりました、H L A Bに関するアナウンスを町民の皆さんに積極的に行うとともに、事業を実施した成果を明確に示していただきたいということを申し伝えたいと思います。

平成29年3月23日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、関谷明生。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、財政援助団体に対する監査及び随時監査の報告を終わります。

◎出納検査の報告

○議長（大島孝司君） 日程第36、議会報告第3号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島孝司君） 以上で報告が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） 例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

1つとして、検査の概要でございます。

検査の対象は、平成28年12月分、平成29年1月分及び平成29年2月分の次の会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

各会計はごらんのとおり、一般会計、国民健康保険特別会計等々でございます。

2番目として、検査の実施日ですが平成28年12月27日、平成29年1月27日、平成29年2月28日に行いました。

実施いたしました検査の手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。

平成28年12月19日現在、平成29年1月19日現在及び平成29年2月20日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等との記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細表はお手元の別表のとおりでございます。

平成29年3月23日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、関谷明生。

○議長（大島孝司君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎散会の議決

○議長（大島孝司君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、平成29年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、平成29年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（大島孝司君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会3月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

1月14日から17日にかけての降雪により発生した農業被害のうち、倒壊したぶどう棚の仮復旧作業が、3月10日をもって全て終了しております。復旧作業は、ブドウ部会の皆さんを中心に、多くの方々のご協力をいただき行われました。今回、仮復旧が行われた園地面積は、286アールにわたり、5,166本の角材が使用されております。雪が多く残る園地で、大変な作業に当たっていただいた皆さんのご労苦に対し、心より感謝と敬意を表するとともに、これから本格的に農作業が始まるに当たり、ことし1年、作業の無事と実り多き収穫の秋が迎えられるよう心から祈っておるところでございます。

今後の事業予定について申し上げます。

4月8日に、おぶせフラワーセンターで駅前から町中心部を彩るフラワーハンギングバスケットの制作講習会を行います。大勢の皆さんのご協力をお願いいたします。

桜堤の見ごろは昨年より遅い、春の連休ごろになると思われまます。開花状況は、4月中旬から町のホームページでお知らせをまいります。

なお、4月29日には、千曲川ふれあい公園花祭りが行われる予定で、今年も総合公園駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行いたします。大勢の皆さんにご利用いただければうれしく思います。

緑化推進活動の一環として、毎年4月半ばに行っていた緑化木頒布会を、5月20日に6次産業センターにて行う予定にさせていただいております。ことしも、花木を初めさまざまな種類の苗木を用意いたします。ぜひ、ご自宅周りの緑化にお役立ていただきますよう、多くの町民の皆さんのご利用お越しをお待ちしております。

5月21日にガウダーさんをお迎えして、ウオーキングイベントを開催いたします。若葉の季節を迎える小布施の春を満喫しながら、総合公園を中心に千曲川の堤防などを歩きます。こちらも、大勢の皆さんのご参加をお願い申し上げるところでございます。

千曲川ハザードマップを4月に全戸にお配りいたします。千年に一度という、想定最大規模の洪水時の浸水エリアや浸水滞留時間を示すことで、千曲川の危険を知らせようとしてまいります。また、地域のご年配の皆さんからお伺いした、実際に見たり、伝えられたりする洪水時の状況なども掲載をさせていただいており、いざというときに備えるための資料としていただきたいというふうに思います。

なお、6月4日には町防災訓練を予定しております。大勢の皆さんにご参加いただきたいと考えております。

4月3日には、つすみ・わかば保育園の入園式を行い、4月4日には認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。ご家族の皆さんとともにお子さんたちの健やかな成長を見守ってまいりたいと思っております。

グローバル化に対応した教育環境づくりを、さらに推進していくため幼保、小、中学校を通じた英語力向上を推進する外国人英語教師を改めて配置するとともに、小学校におきましては、平成32年度からの小学校の英語授業本格実施に向け、その対応のための英語教育推進員を採用し、指導体制を強化してまいります。

歴史・文化の象徴であります高井鴻山記念館は、耐震補強、復元工事が終了し、4月21日の開館に向け、大勢の町民の皆さんにごらんいただけるよう準備を進めております。本年は、「葛飾北斎」に注目が寄せられる中、北斎館、高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館の優待券を全戸に配布する予定でありますので、ご家族でご利用いただきたいと思っております。

「人権政策・人権教育の推進」につきましては、昨年末に「部落差別解消推進法」が施行

されました。これを受けて、さらなる同和問題を主たるテーマとした教育、啓発活動が求められております。今後、多様な人権学習講座等を企画をいたし、差別のない明るい町を築くため、学習機会の充実や啓発活動にさらに努めて人権意識を高めてまいり所存でございます。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいり所存でございます。

先ほど、平成29年度の一般会計予算についても、附帯決議をいただいたところでございます。重く受けとめさせていただき、今後に生かしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、ますますご健勝にてご活躍いただきますこと、そして町議会のみならずのご発展を心から祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（大島孝司君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大島孝司君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分